

貿易保険制度改善要望

貿易保険委員会は、独立行政法人であった日本貿易保険が株式会社化してから一定期間が経過したことを踏まえ、貿易保険制度を利用するにあたり改善を希望する点等につきアンケートを実施し、海外投資保険、海外事業資金貸付保険、貿易代金貸付保険、前払輸入保険、企業総合保険、個別保険について委員から寄せられた意見をもとに要望書としてとりまとめ、2019年3月29日に株式会社日本貿易保険に提出した。

政一発 第136号

2019年3月29日

株式会社日本貿易保険 御中

一般社団法人 日本貿易会
貿易保険委員会

貿易保険制度改善要望について

拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貿易保険は弊会会員企業の活動において欠くべからざる制度であるからこそ、経済環境やビジネスモデル等の変化に即した改善が求められることご高承の通りです。そこで会員企業の様々な改善要望の中から、今般下記の項目を取りまとめました。

ご多忙の折大変恐縮ですが、ご高覧の上ご検討賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 海外投資保険

(1) 契約違反特約引受条件の緩和

現在引受条件となっている、海外事業資金貸付保険利用、または貴社と相手方政府の面談設定や政府保証の取得等について、契約違反特約利用を前提とする再生可能エネルギーのIPP案件やGas to Power案件等に今後より積極的に取り組めるよう、条件の撤廃・緩和を是非ご検討頂きたい。(在外金融機関が融資を行う案件では海外事業資金貸付保険の付保が難しく、また、相手方政府との面談設定や政府保証の取得はプロジェクトファイナンスであれば、特に実現は難しい。)

(2) プレミアム特約の保険設計

被保険者が採用している会計基準に沿った償却スケジュールに基づき保険設計をお願いしたい。

(3) 契約違反特約とプレミアム特約の併用

契約違反が事故事由の場合、「相手方政府への損害賠償額」に含まれないプレミアムについては保険金支払対象外と整理されているが、契約違反特約の割増保険料計算にはプレミアム金額も含まれており対象として頂きたい。

(4) 解約

投資を継続している場合でも、被保険者都合により解約可能として頂きたい。

(5) 「事業不能」要件の緩和

特にインフラ案件では社会的ニーズにより、施設の一部が事業不能となっても全体を不能としないよう、事業継続に向け努力せざるを得ない結果、事故認定されないケースが懸念される。案件の性質によっては、事業不能要件を問わない等対応を検討頂きたい。

(6) 保険料精算制度の導入

期中株式売却により対価の額が0となる場合、保険料が月割り精算で返金される制度として頂きたい。

(7) 部分損失のみ特約

部分損失特約とのみ特約利用のメリット/デメリットを分かり易く纏めて Q&A 等に記載頂きたい。

(8) 申込書・保険証券のフォーマット改善

投資保険は保険期間が長期に亘るため、将来においても付保内容を明確に把握できるよう申込書フォーム（特にのみ特約）や保険証券のフォーマット改善を検討頂きたい。

(9) 特約書の改善

特約内容によっては非常に難解な文面になっているので、平易な表現に改めて頂きたい。

2. 海外事業資金貸付保険

(1) 外貨建て特約の対象通貨の拡大

南米をはじめとするインフラ案件においては、ローカル通貨によるファイナンスニーズがあり、また返済原資となる収入もローカル通貨であることから、対象となる通貨を拡大して頂きたい。

(2) 保険料分割制度の適用範囲の拡大

昨年の改正により大型案件には適用が拡大されたが、更に拡大して頂きたい。

(3)被保険者範囲の拡大

外国銀行が被保険者となる場合に、ブッキングは本邦支店で行うことが原則とされ例外認定のハードルも高い運用となっているため、スポンサーとしてシンジケートローンを組成する上で銀行選択の幅が狭く、より柔軟な運用をご検討頂きたい。また、より踏み込んだ対応として、プロジェクト自体に日本裨益が認められる前提で、本邦に支店を持たない銀行も被保険者適格となり得るよう検討頂きたい。(上記は何れも付保規制に抵触しない所在国を前提とする)

3. 貿易代金貸付保険

(1)本邦品比率の引き下げ

欧州 ECA が積極的な自国製品比率の引き下げを行っており、イコールフィッティングの観点から適用を検討頂きたい。

4. 前払輸入保険

(1)対象取引の見直し

本保険が創設された当初の経済状況とは異なり、消費財のみならず、原油や希少金属等の取引においても活用ニーズが高まっていることご高承の通りですが、全量輸入の要件が高いハードルとなり利用が進まないため、仲介貿易も対象として頂きたい。

(2)引受範囲の拡大

信用危険については EF 格を対象に含め、且つ、エネルギー/資源セクター案件での活用も視野に入れて、非常、信用共に上限額の引き上げも検討頂きたい。

5. 企業総合保険

(1)付保義務の緩和

L/C 決済案件の付保については義務ではなくオプションとして頂きたい。

6. 個別保険

(1)海外子会社経由取引

現状、輸出取引のみが対象とされているが、日系メーカーの海外工場から出荷される仲介取引も対象として頂きたい。

以上

一般社団法人日本貿易会
〒105-6106
東京都港区浜松町 2-4-1
世界貿易センタービル 6 階
URL <http://www.jftc.or.jp/>

貿易保険委員会社（社名五十音順）

伊藤忠商事株式会社
岩谷産業株式会社
兼松株式会社
興和株式会社
JFE 商事株式会社
住友商事株式会社
双日株式会社
蝶理株式会社
豊田通商株式会社
長瀬産業株式会社
日鉄住金物産株式会社
阪和興業株式会社
株式会社日立ハイテクノロジーズ
丸紅株式会社
三井物産株式会社
三菱商事株式会社
株式会社メタルワン